

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和4年（2022年）10月12日付け山口備備第346号により、公文書の存否を明らかにしないで行った公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和4年（2022年）8月2日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「〇月〇日に山口県入りした〇〇〇〇に山口県警察の警護官がついている理由・経緯がわかるもの並びにこれにかかる公文書一切」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和4年（2022年）10月12日付け山口備備第346号で、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年（2022年）10月17日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

処分の取消を求めるといものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 条例について

(1) 条例第11条第4号について

条例第11条は、実施機関は、同条第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は開示をしないことができるとしている。

これは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報などが考えられている。

(2) 条例第13条について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなる」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする、又は当該公文書は存在しない等、公文書の存否を明らかにすることにより、当該公文書を開示したときと同様に、非開示事項の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

2 本件処分について

本件請求は、特定の個人の氏名を名指しして、その者に対して山口県警察の警護官がついている理由・経緯がわかるものに関する公文書（以下「当該公文書」という。）の開示を求めるものであり、仮に、当該公文書は存在するが非開示情報に該当するとして非開示決定をしたり、当該公文書の一部を非開示として部分開示決定をしたり、又は当該公文書は存在しないとして却下決定をしたりすると、警察が当該特定の個人に対して何かしら特別に警護や警戒警備を実施しているか否かを明らかにするものと認められる。

よって、実施機関が説明するとおり、当該公文書の存否を明らかにすることにより、テロ等の不法行為を企図する勢力が、これに応じた対抗措置を講じることなど警察活動に支障を及ぼすおそれがあることが認められることから、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があることが認められ、条例第11条第4号に該当する。

したがって、当該公文書の存否を明らかにすること自体が条例第11条第4号の非開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否したことは妥当である。

3 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年	月	日	経	過
令和5年	1月	25日	実施機関から諮問を受けた。	
令和6年	2月	20日	事案の審議を行った	
令和6年	5月	28日	事案の審議を行った。	
令和6年	7月	19日	事案の審議を行った。	

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和6年7月19日現在)